

# 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法 R P S 法 ( R P S : Renewables Portfolio Standard の略 ) の概要

(平成14年12月一部施行(設備認定)、平成15年4月全面施行)

平成18年2月  
資源エネルギー庁

本法は、小売電気事業者に、新エネルギー等から発電される電気を一定量以上利用することを義務づけることにより、電力分野における新エネルギー等の更なる導入拡大を図ることを目的としている。

## **義務対象となる電気事業者： 電気を小売する電気事業者 38 社**

(平成17年度の義務対象者)

東京電力等、一般電気事業者 10 社  
六本木エネルギーサービス等、特定電気事業者 6 社  
ダイヤモンドパワー等、特定規模電気事業者 22 社

## **対象となる新エネルギー等の種類： 以下の5種類**

風力、太陽光、地熱(熱水を著しく減少させないもの)  
水力(水路式で1,000kW以下)  
バイオマス(廃棄物発電のうちバイオマス由来分は、対象として含む)

## **利用しなければならない新エネルギー等電気の量(義務量)**

- ・4年ごとに先8年間の義務量(全国ベース)を設定(現在は平成15年度から平成22年度まで設定)
- ・平成22年度(2010年度)には、全ての対象電気事業者は、電気供給量の約1.35%(全国で122億kWhとなるように按分)を新エネ等由来の電気としなければならない。
- ・法施行後7年間、平成21年度までは、法施行以前の各電気事業者の新エネ導入実績を踏まえ経過措置。なお、平成17年度は各電気事業者平均で総電気供給量の約0.44%(全国で約38億kWh)の義務量。

## **電気事業者は、以下の中から最も有利な方法を選択可能**

自ら新エネルギー等電気を発電する  
他の発電事業者から新エネルギー等電気を購入する  
他の発電事業者等から「新エネルギー等電気相当量(RPS相当量)\*」を購入する

\*新エネルギー等電気相当量：電気と分離して事業者間で取引することのできる量で義務履行のために活用できるもの。いわば新エネ分の価値に相当。

# R P S 法の利用目標、義務量について

## 1. 利用目標

R P S 法第 8 条に基づく新エネルギー等電気の利用目標は下表上段の通り（平成 15 年 1 月 27 日に経済産業大臣名で告示）。また、各年度の利用目標から決定される利用目標率は下表下段のとおり。

「利用目標率（当該年度）」＝「全国の利用目標量（当該年度）」÷「全国の電気供給量（前年度）」

### < 利用目標と利用目標率 >

下線以外は推計値

年度（平成）	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
利用目標 （億 kWh）	<u>73.2</u>	<u>76.6</u>	<u>80.0</u>	<u>83.4</u>	<u>86.7</u>	<u>92.7</u>	<u>103.3</u>	<u>122.0</u>
利用目標率 （％）	<u>0.87</u>	<u>0.91</u>	<u>0.92</u>	0.97	0.99	1.05	1.16	1.35

## 2. 義務量（調整後基準利用量）

R P S 法附則第 3 条に基づく調整後の基準利用量（義務量）は下表上段のとおり。また、各年度の調整利用目標の全国平均値は下表下段のとおり。

### < 調整基準利用量と調整利用目標率の全国平均 >

下線以外は推計値

年度（平成）	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
調整基準利用 量合計 （億 kWh）	<u>32.8</u>	<u>36.0</u>	<u>38.3</u>	41.5	44.4	64.2	88.9	<u>122.0</u>
調整利用目標 率（平均％）	<u>0.39</u>	<u>0.43</u>	<u>0.44</u>	0.48	0.51	0.73	1.00	1.35

